

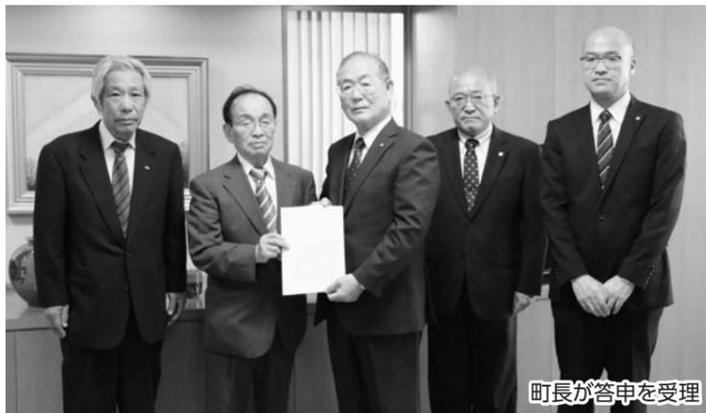
浪江町立学校校舎等検討委員会の答申を受けました

11月21日、町は、浪江町立学校校舎等検討委員会から、浪江町立学校（請戸小学校、なみえ創成小学校・中学校を除く）の校舎などの今後の在り方について答申を受理しました。

この検討委員会は、各地域の代表者17人で構成され、町立学校の閉校などの前提となる状況や、町の財政状況、各校の学校史の保存状況などを踏まえ、これまでに計4回開催されました。

検討委員会の答申は、震災遺構としての活用が決定している請戸小学校、なみえ創成小学校・中学校（旧浪江東中学校）を除く、小学校5校・中学校2校の「校舎などの今後の町立学校の在り方」についての方針を整理したものです。

今後は、受理した答申を踏まえ、町として校舎などの在り方の方針を取りまとめ、町内の復興関連事業や環境整備の推進に努める予定です。



町長が答申を受理



慎重に協議を重ねる



グループワークで意見や思いを共有

浪江町立学校校舎等検討委員会 答申の概要

1. 浪江町立学校校舎等に関する方策

本委員会の中で出された活用方策の多くが、現在の町内施設や実施中または検討中の取組みで対応できるものであったことから、次の事項を方策とする。

- (1) 校舎等の活用については、将来的な浪江町の財政状況と維持管理経費を勘案し、財政圧迫にならないよう、浪江町において判断すること。
- (2) 浪江町において校舎等を活用しないと判断した場合には、本委員会としてはやむを得ないものと捉え、解体等の適切な対応を図ること。なお、浪江町の今後の財政負担や、適切な時期であるか等に留意し進めること。
- (3) 校舎等を解体する場合は、学校敷地について復興を促進する町施策等に活用を図ること。

2. 浪江町立学校の歴史残しに関する方策

校舎等の利活用の有無に関わらず、学校の歴史の幕が閉じることは前提であることから、学校の歴史を残すことの必要性があるため、敷地内の正門や樹木、各種資料などを残すこと。また、町民が学校の歴史に触れる場の創出を図ること。



浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取組をしているのかをお知らせします。

みんなで
ともに
乗り越えよう

木材製品生産拠点施設の安全祈願祭が執行

11月29日、棚塩産業団地において、木材製品生産拠点施設「福島高度集成材製造センター」の安全祈願祭が行われ、町長をはじめとする関係者約40人が出席しました。

本施設は、「福島イノベーション・コースト構想」に基づくプロジェクトの一環で、双葉郡をはじめとする県内の林業・木材産業の復興と再生、新たな雇用創出を目的として整備を進めています。国内では最先端の機能を有する製造拠点であり、将来的には、従来の木製の建築材料に比べ断熱性や遮音性に優れ、今後、普及・発展が見込まれる新技術「直交集成板(CLT)」の製造についても、見据えています。



町長による鉄入れ

施設名称：福島高度集成材製造センター
所在地：浪江町大字棚塩字赤坂地内
主要用途：工場（集成材製造工場）
事業主：浪江町長
設計・施工者：
なみえ復興特定建設工事
共同企業体



設計・施工者を代表して挨拶



完成イメージ図 ※イメージ図は、今後変更となる場合があります。

問 産業振興課産業創出係 TEL 0240 (34) 0248

ここからは広告です。

「浪江町の復興加速に向けた協議会」が開催

12月3日、浪江町役場において、国・県・町などの関係者による「第5回浪江町の復興加速に向けた協議会」が開催されました。

協議会には、松本原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）や横山復興副大臣らが出席し、浪江町の復興に向けた取組の進捗状況の確認と、福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）の浪江町における活動状況についての報告の後、「まちづくり」「農林水産業再生」「産業復興」の各分野における取組状況について意見交換が行われました。



松本原子力災害現地対策本部長から挨拶

町の復興への思いを語る横山復興副大臣

問 企画財政課企画調整係 Tel 0240(34)0240

国民健康保険事業の運営に関する協議会および委嘱状交付式が開催

11月25日、浪江町役場において、「浪江町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」および「委嘱状交付式」を行いました。

協議会では、佐藤副町長による町の国民健康保険の運営に関する概要の説明の後、各委員に、挨拶のなかで事業への協力を求め、委嘱状を交付しました。

本協議会は、「被保険者代表」「保険医または保険薬剤師の代表」「公益代表」で構成しており、町の諮問機関として、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議します。



事業の適正な運営を協議

■浪江町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員（敬称略）

【被保険者代表】 岩野壽長（副会長） 蒔田みどり 渡辺みや子 瀧 美佐江

【保険医または保険薬剤師の代表】 今村真哉 木村雄二 豊嶋 宏 鎌田正良

【公益代表】 田村友正（会長） 金澤文隆 近藤京子 竹村みつひ

（任期：令和元年11月1日～令和4年10月31日）

問 健康保険課国保年金係 Tel 0240(34)0242

町内で営業を再開しました

株式会社まつもと住建

11月から、ふるさと浪江町で営業を再開しました。

復興のお手伝いのできればとの思いで精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。

株式会社まつもと住建

〒979-1531 浪江町大字川添字前畑15

Tel 0240(34)5151 Fax 0240(35)3225

問 産業振興課商工労働係 Tel 0240(34)0247

町の農林水産業再生に向けて

問 農林水産課農政係 Tel 0240(34)0245
問 農林水産課農林水産係 Tel 0240(34)0246

エゴマの収穫・農産物の販売を大学生が体験

を使った手刈りによる収穫作業を実施したところ、農家の皆さんが驚くほどの量が収穫できました。

17日は、町内を巡り、町の現状について理解を深めた上で、ワークショップを開催し、浪江町産の農産物の販売促進について議論しました。また、24日には、「十日市祭」において「浪江町タマネギ生産組合」ブースで、タマネギや長ネギの販売を体験するなど、農業への理解を深める貴重な3日間となりました。

11月16日・17日・24日の3日間、農産物の販売促進を目的とする県の補助事業「ふくしまプライド。」の取組の一環で、東京都と新潟県の大学生が、エゴマの収穫作業と農産物の販売を体験しました。



農産物の販売を体験



販売促進に向けたアイデアが飛び交う

農業委員会だより 農地を取得するときの「下限面積」が変更になりました

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借などをする場合は、農業委員会の許可が必要です。許可要件の一つに「農地の権利取得後の面積が原則として50アール以上になること」という「下限面積」の要件がありますが、地域の実情に合わない場合は、農業委員会が省令に基づき「別段の面積」を定めることができます。

浪江町農業委員会では、11月21日に開催した農業委員会総会において、この農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を次のとおり設定しました。

設定区域	別段の面積 (変更後の下限面積)
町内全域	10アール
町内全域の宅地等に付随する農地(※)	1アール

(※)空き家や宅地などと合わせて農地を購入、貸借する場合は該当します。

問 農業委員会事務局(農林水産課内) Tel 0240(23)5706

●農地の権利を取得する場合は、下限面積の要件のほかにも次の要件を満たす必要があります。

- ①全部効率利用要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件 ④(法人の場合は)農地所有適格法人要件 ⑤その他(信託の引受け、転貸借などでないこと)

●農地法第3条の許可を得て権利を取得した農地の転用は、原則として“3年3作”後でないといけません。なお、その他に農地転用の要件を満たす必要があります。

農地の権利移動および転用に関する相談は農業委員会まで

農地法の許可が必要な各種申請書の2月の申込締切日は3日(月)です。

河川魚放射線モニタリング結果

室原川・高瀬川漁業協同組合では、放射線モニタリングのために特別採捕を行っています。
平成30年9月から令和元年9月にかけて実施した結果は、下表のとおりです。

〔採取日〕が平成の場合は「※」表記

魚種	河川名	場所	採取日	セシウム134(Bq/kg)	セシウム137(Bq/kg)
アユ	高瀬川	6号線(下)	10月4日※	4.0	60.0
		酒井橋	10月4日※	—	46.0
		谷津田橋	10月23日※	4.0	43.0
		メガネ橋	9月6日※	—	38.0
		鷹巣橋	9月6日※	—	27.0
	請戸川	掃部関	9月6日※	37.0	490.0
		組合前(権現堂)	10月23日※	9.0	140.0
		小倉沢橋	8月3日	13.0	280.0
ヤマメ	高瀬川	家老	9月6日※	29.0	470.0
		大伝橋	5月4日	—	57.0
		鷹巣橋	5月4日	—	88.0
	請戸川	三程(小丸)	9月12日	53.0	770.0
		小塚(下津島)	5月	15.0	210.0
		白追川	9月13日	51.0	680.0
イワナ	高瀬川	小出谷川(川房)	7月1日	34.0	470.0
		三程(小丸)	4月※	19.0	260.0
		白追川	9月13日	48.0	610.0
ウグイ	高瀬川	小出谷川(川房)	8月20日・30日※	60.0	820.0
		鷹巣橋	8月13日	110.0	1,500.0
ウグイ	請戸川	掃部関	9月6日※	17.0	200.0
		小出谷川(川房)	7月	38.0	480.0

- 現在、町内の河川(葛尾村、田村市都路町含む)での捕獲行為は禁止されています。また、食の安全確保のためにも捕獲行為は禁止しています。
- 食品の基準は、100Bq/kg以下です。

問 室原川・高瀬川漁業協同組合
Tel 0240(35)1330

犬や猫の飼い方 ルールやマナー 大丈夫ですか？

■犬や猫に関する被害や苦情相談が多く寄せられています

人間に癒やしや生きがいを与えてくれるペットですが、飼い主のマナーが悪かったり、飼い主の身勝手な理由で捨てられたりするなど、ペットに関する様々なトラブルが発生しています。

近所の人が、犬や猫を好きな人ばかりとは限りません。犬や猫の飼い主は、他人に迷惑や危害を及ぼさないよう適正な飼育を心掛けることが大切です。

■環境美化に努めましょう

犬や猫の排せつ物の始末は飼い主の義務です。公園や道路などの公共の場所や他人の土地、建物を汚さないよう必ず持ち帰りましょう。また、飼育場所は常に清潔にし、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

■犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後3か月以上の全ての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。予防注射は、動物病院または町で実施する集合注射を受けましょう。

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったりした場合は、必ず市区町村に届け出ましょう。

■野良犬や野良猫に餌だけを与えることはやめましょう

野良犬や野良猫に餌だけを与えることは、無責任に繁殖させることにつながり、他人に迷惑を掛ける可能性があります。また、飼い主と同様の義務が生じますので、無責任な飼い方はやめましょう。

■小さな命を大切にしましょう

「捨て犬」「捨て猫」を無くしましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。子犬や子猫が生まれて困らないよう「生まれないための手術」をお勧めします。犬・猫に関する相談は、福島県動物愛護センター「ハピまるふくしま」相双支所(Tel 0244(26)1351)に相談してください。

問 住民課除染環境係 Tel 0240(34)0228

